議第２７号

妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）２月２４日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例（昭和５８年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第６条第２号を次のように改める。

⑵　子ども　出生の日から満１８歳に達する日以後の最初の３月３１日まで

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

参考資料

新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例（昭和５８年３月２４日条例第７号）

改正後	改正前
（助成対象期間） **第６条**　医療費の助成対象期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （１）　（略） （２）　子ども　出生の日から満18歳に達する日以後の最初の３月31日まで	（助成対象期間） **第６条**　医療費の助成対象期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 （１）　（略） （２）　子ども　次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間 ア　通院　出生の日から満15歳に達する日以後の最初の３月31日まで イ　入院　出生の日から満18歳に達する日以後の最初の３月31日まで